

行政書士 2014<sup>年版</sup>

受験**必携六法**

東京法経学院講師室 編

㊦ 〈日本複写権センター委託出版物〉

本書（誌）を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複写権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<http://www.jrcc.or.jp> eメール：[info@jrcc.or.jp](mailto:info@jrcc.or.jp) 電話：03-3401-2382〉

## はしがき

本書は行政書士試験の学習に必要な法令集として、初めて法律を学ばれる方から、ある程度のレベルまで学習が進んでいる方まで、ご利用いただけるように編集いたしました。本書の特徴として次のような点があげられます。

- ① 収録法令及び条文は、行政書士試験に的を絞り、現に出題され、または出題が予想される法令・条文を中心に厳選・収録しました。
  - ② すべて横二段組みとし、読みやすく、使いやすく、かつ親しみやすいものとなりました。
  - ③ 繰り返し出題される頻出条文については、間違いやすい点・注意すべき点を示した『ワンポイントアドバイス』を付け、学習の便を図りました。
  - ④ 法令ばかりでなく、憲法・民法・行政法（行政事件訴訟法，国家賠償法等）の重要判例の要旨を454件収録しました。
  - ⑤ 条文ごとに判例要旨を掲載し、条文・判例知識を効率的に学習できるようにしました。
  - ⑥ 主要な判例にコメントを付し、学習するポイントを示しました。
  - ⑦ 主要な法律において、重要語・フレーズを太字・色付きで示しました。記述式対策にも役立ちます。
  - ⑧ 法律学習は全く初めての方のために、「基本・法律用語」を巻末に収録しました。
- 以上です。

本書が合格を目指し学習されている皆様に必ず役立つものと確信しております。

2013年12月

東京法経学院講師室

## 凡 例

### 本書の 収録法令

行政書士試験において必要となる法令を厳選して収録しました。収録法令については、平成26年度試験に対応するため、平成25年11月1日現在までの法令を収録しています。それ以後の改正につきましては、「ホームページ」で対応させていただきます（巻末参照）。なお、平成26年4月1日（試験基準日）までに施行が明らかになっている改正法令は収録してあります。

### 原 典

収録法令の原典は、官報と法令全書によりました。

### 原典の加工

使いやすさを考えて、以下のような加工がしてあります。

- (1) 濁点のないものには濁点を付けました。ただし、読点（、）・かなづかい・送りがなについては、原典のとおりです。
- (2) 条数の表示は、十を10に、百を100としました。
- (3) 横組みにした関係上、条文中の漢数字は適宜算用数字に換えました。

### 改正経過 施行期日

本書では、原則として改正の途中経過を省略し、最終改正の公布日付と法令番号を法令名の下に「最終改正平成25年9月5日法律第72号」のように表示しました。また、施行期日は、その法令の附則の冒頭に規定されています。

### 条文の 一部省略

全条文を収録していない法令については、法令名の最後に〔抄〕と表記しました。

### 本書の 収録判例

行政書士試験において出題されたことのある判例を中心に、憲法127件、民法225件、行政法102件の判例の要旨を収録しました。

### 判 例 さくいん

憲法・民法・行政法の「判例索引」を巻末に設けました。さくいんは法令ごとに年代順になっています。

## 条文その他の表記（参考）

※条文中、①・②…は項を、1・2…は号を表す。

### 第35条（住居の不可侵）

- ① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、**第33条の場合を除いては**、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する**令状がなければ**、侵されない。
- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する**各別の令状**により、これを行ふ。

#### OnePointAdvice

住居の不可侵は、令状がないといかなる場合にも認められないわけではない。

学習上の注意点、本試験でよく問われること等をまとめました。

#### 判例

（川崎民商事件—行政手続と令状）

- 1 ❖35条1項は、本来、主として刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下におかれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続が刑事責任追及を目的としないとの理由のみで、本条の保障の枠外にあると判断できない。これは、38条1項の自己に不利益な供述の強要でも同様である。しかし、本件の旧所得税法70条10号、12号及び

63条に基づく検査、あるいは質問は、35条、38条1項の各条項にあらず、違憲とはいえない。（最大判昭47・11・22）

判例の要旨は巻末の判例索引で検索できる。

（成田新法事件—行政上の不利益処分と適正手続）

- 2 ❖31条及び35条の保障は、行政手続にも及ぶが、行政手続と刑事手続とは、その性質において差異があるので、行政処分の際して告知、弁解等の機会を与えることが必ず必要とされるわけではないし、行政手続における立入調査に際して裁判官の令状が必ず必要とされるわけではない。当該法律（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法—成田新法）も、いずれも31条及び35条に反するものではない。（最大判平4・7・1）

この判例が出された翌年に行政手続法が制定され、同法では、行政庁が不利益処分を行う場合、原則として「聴聞」又は「弁明の機会の付与」の手続を執るべきとされている。

主要な判例にコメントを付し、学習するポイントを示しました。

本条からの出題年・何問・何肢を表す。H13・12は平成13年の12問の1～5の肢すべてが本条からの出題を意味する。

第3条（適用除外） H7・49・1, H8・43・2, H9・50・5, H12・12・イ・ウ, H13・12, H16・12・3, H16・14・2・4・5

- ① 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。
  - 1 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分
  - 2 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
  - 3 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
  - 4 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導
  - 5 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
  - 6 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに証券取引又は金融先物取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財

務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

- 7 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- 8 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- 9 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- 10 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導
- 11 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

主要な法律において、重要語・フレーズを太字・色付きで示しました。記述式対策にも役立ちます。

# CONTENTS

## 憲法編

- ◆ 日本国憲法 p. 11

## 民法・商法編・会社法

- ◆ 民法 p. 59
- ◆ 借地借家法 p. 228
- ◆ 年齢計算に関する法律 p. 240
- ◆ 法の適用に関する通則法 p. 241
- ◆ 商法（抄） p. 249
- ◆ 会社法 p. 261

## 行政法編

- ◆ 行政法の一般的な法理論 p. 577
- ◆ 行政手続法 p. 582
- ◆ 内閣法 p. 599
- ◆ 内閣府設置法（抄） p. 603
- ◆ 国家行政組織法 p. 607
- ◆ 行政代執行法 p. 613
- ◆ 行政不服審査法 p. 615
- ◆ 行政事件訴訟法 p. 629
- ◆ 国家賠償法 p. 648
- ◆ 地方自治法 p. 655

## その他の法令編

- ◆ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 p. 807
- ◆ 個人情報保護に関する法律 p. 816
- ◆ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 p. 830
- ◆ 情報公開・個人情報保護審査会設置法 p. 847
- ◆ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法） p. 851
- ◆ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法） p. 856
- ◆ 電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法） p. 859
- ◆ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 p. 870

◆ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	p. 889
◆ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）	p. 891
◆ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）	p. 895
◆ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法／迷惑メール防止法）	p. 899
◆ 行政書士法	p. 908
● 基本法律用語	p. 929
● 判例索引	p. 939



# 民法・商法・会社法編

- ◆ 民法 .....p.59
- ◆ 借地借家法 .....p.228
- ◆ 年齢計算に関する法律 .....p.240
- ◆ 法の適用に関する通則法 .....p.241
- ◆ 商法（抄） .....p.249
- ◆ 会社法 .....p.261

# 民法

(最終改正 平成23年6月24日法律第74号)

## 第1編 総則

### 第1章 通則

#### 第1条 (基本原則)

- ① 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- ② 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- ③ 権利の濫用は、これを許さない。

#### 判例

(宇奈月温泉事件—権利濫用)

1 ♡ Yの温泉引湯の樋管敷設は、Xの土地所有権を侵害しているが、この損害が軽微で、しかも侵害除去費用が莫大となる場合に、当該土地を高価で買い取ることを請求すると同時に、Xの所有権に基づく侵害除去請求は、1条3項の権利の濫用であり、認められない。(大判昭10・10・5) H1-33-1

(信義則と解釈基準)

2 ♡ 1条2項の信義誠実の原則は、広く債権法の領域に適用されるものである。ひとり権利の行使、義務の履行についてのみならず、当事者のした契約の趣旨を解釈するにもその基準となるべきものである。(最判昭32・7・5) H1-33-2

#### 第2条 (解釈の基準)

この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

## 第2章 人

### 第1節 権利能力

#### 第3条

- ① 私権の享有は、**出生**に始まる。
- ② 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

### 第2節 行為能力

#### 第4条 (成年)

年齢20歳をもって、成年とする。

#### 第5条 (未成年者の法律行為) H10-27・ウ

- ① 未成年者が法律行為をするには、その**法定代理人の同意**を得なければならない。ただし、**単に権利を得、又は義務を免れる法律行為**については、この限りでない。
- ② 前項の規定に反する法律行為は、**取り消すことができる**。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、**法定代理人が目的を定めて処分を許した財産**は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。**目的を定めなくて処分を許した財産**を

処分するときも、同様とする。

### OnePointAdvice

法定代理人だけでなく未成年者本人も取消しをすることができる。

未成年者でも「おこづかい」は、自由に使えると覚えておけばよい。

入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

### OnePointAdvice

成年被後見人の法律行為は、無効ではなく「取り消すことができる」である。

### 判例

(意思無能力者の行為)

1 ※禁治産の宣告（現行の成年後見開始の審判）は受けなかったが、意思能力がなかった者の手形振出行為は、無効である。9条が禁治産者（現行の成年被後見人）の行為を取消しうると規定したのは、行為無能力者（現行の制限行為能力者）が意思欠缺を証明することなく当然に取消しうる趣旨であり、それ以外の者の行為が効力を有するという趣旨ではない。まったく意思能力なき者の行為は、当然無効である。（大判明38・5・11）

H24・27・5

### 第10条（後見開始の審判の取消し）

第7条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

### 第6条（未成年者の営業の許可）

- ① 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
- ② 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

### 第7条（後見開始の審判）

H22・27・1

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

### 第8条（成年被後見人及び成年後見人）

後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

### 第9条（成年被後見人の法律行為）

H10・27・オ、H18・27・4、H22・27・2

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購

### 第11条（保佐開始の審判）

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、

補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第7条に規定する原因がある者については、この限りでない。

## 第12条（被保佐人及び保佐人）

**保佐開始の審判を受けた者**は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

## 第13条（保佐人の同意を要する行為等）

H10・27・イ・エ、H22・27・2

① 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その**保佐人の同意**を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 1 **元本**を領収し、又は利用すること。
- 2 **借財**又は**保証**をすること。
- 3 **不動産その他重要な財産**に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 4 **訴訟行為**をすること。
- 5 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 6 **相続の承認**若しくは**放棄**又は**遺産の分割**をすること。
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 9 **第602条に定める期間を超える賃貸借**をすること。

② 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が**前項各号に掲げる行為以外**の行為をする場合であつ

てもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- ③ 保佐人の同意を得なければならない行為について、**保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないとき**は、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、**保佐人の同意に代わる許可を与える**ことができる。
- ④ 保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

### OnePointAdvice

被保佐人によって、とても大きな損をしまいそうな可能性がある行為については、保佐人の同意などが必要と覚えておく。

## 第14条（保佐開始の審判等の取消し）

- ① 第11条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の**請求により**、保佐開始の**審判を取り消さなければならない**。
- ② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第2項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

## 第15条（補助開始の審判） H17・24・ウ・エ

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、

補助開始の審判をすることができる。  
ただし、第7条又は第11条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

- ② **本人以外の者の請求**により補助開始の審判をするには、**本人の同意**がなければならない。
- ③ 補助開始の審判は、**第17条第1項の審判**又は**第876条の9第1項の審判**とともにしなければならない。

#### 第16条（被補助人及び補助人）

**補助開始の審判を受けた者**は、被補助人とし、これに補助人を付する。

#### 第17条（補助人の同意を要する旨の審判等） H18・27・5

- ① 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその**補助人の同意を得なければならない旨の審判**をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、**第13条第1項に規定する行為の一部**に限る。
- ② 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、**本人の同意**がなければならない。
- ③ 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が**被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしない**ときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、**補助人の同意に代わる許可**を与えることができる。
- ④ 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

#### 第18条（補助開始の審判等の取消し）

- ① 第15条第1項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の**請求により**、補助開始の**審判を取り消さなければならない**。
- ② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第1項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。
- ③ 前条第1項の審判及び第876条の9第1項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

#### 第19条（審判相互の関係）

- ① 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。
- ② 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

#### 第20条（制限行為能力者の相手方の催告権） H10・27・ア、H18・27・2、H21・30・ア

- ① 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）**となった後、その者に対し、1箇月以上の期間を定めて**、その期間内にその取り消

# 行政手続法

(最終改正 平成18年6月14日法律第66号)

## 第1章 総則

第1条 (目的等) H14・12・3・4, H14  
・13・ア～オ, H16・12・1, H16  
・14・1, H21・12

- ① この法律は、**処分**、**行政指導**及び**届出に関する手続**並びに**命令等を定める手続**に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における**公正の確保**と**透明性**(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。)の向上を図り、もつて**国民の権利利益の保護**に資することを目的とする。
- ② 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第2条 (定義) H6・38・2, H8・35・1, H10・50・3, H12・38 (記述式), H17・9・エ, H17・10・ア～ウ, H17・12・4, H20・11・ア, H20・12・1, H20・13・イ, H21・11・3・5, H22・11・1, H23・8・4, H23・12・2, H23・13, H24・11・4, H24・12・1

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例及び地方公共団体の執行機関の規則(規程を含む。以下「規則」という。)をいう。
- 2 処分 行政庁の**処分その他公権力の行使に当たる行為**をいう。
- 3 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し**何らかの利益を付与する処分**(以下「許認可等」という。)を**求める行為**であつて、当該行為に対して**行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの**をいう。
- 4 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、**特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分**をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - イ **事実上の行為**及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
  - ロ **申請により求められた許認可等を拒否する処分**その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
  - ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
  - ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

- の
- 5 行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 法律の規定に基づき**内閣に置かれる機関**若しくは**内閣の所轄の下に置かれる機関**、**宮内庁**、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、**会計検査院**若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員
- ロ **地方公共団体の機関**（**議会**を除く。）
- 6 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の**範囲内において**一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を**求める指導**、**勧告**、**助言その他の行為**であって**処分に該当しないもの**をいう。
- 7 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（**申請に該当するものを除く**。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。
- 8 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。
- イ **法律に基づく命令**（**処分の要件を定める告示を含む**。次条第2項において単に「命令」という。）又は規則
- ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ニ **行政指導指針**（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）
- 第3条（適用除外）** H7・49・1, H8・43・2, H9・50・5, H12・12・イ・ウ, H13・12, H16・12・3, H16・14・2・4・5, H19・13, H22・11・2, H22・13・1
- ① 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。
- 1 **国会**の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分
  - 2 **裁判所**若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
  - 3 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
  - 4 **検査官会議**で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導
  - 5 **刑事事件**に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
  - 6 **国税又は地方税**の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、



税関長，税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会，その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。），財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

- 7 **学校**，講習所，訓練所又は研修所において，教育，講習，訓練又は研修の目的を達成するために，学生，生徒，児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者，講習生，訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- 8 **刑務所**，少年刑務所，拘置所，留置施設，海上保安留置施設，少年院，少年鑑別所又は婦人補導院において，収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- 9 **公務員**（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- 10 **外国人の出入国**，難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導
- 11 専ら人の**学識技能**に関する試験又は検定の結果についての処分
- 12 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる**裁定その他の処分**（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導
- 13 公衆衛生，環境保全，防疫，保安その他の公益にかかわる事象が発生

し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

- 14 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
  - 15 **審査請求，異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決，決定その他の処分**
  - 16 前号に規定する処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導
- ② 次に掲げる命令等を定める行為については，第6章の規定は，適用しない。
- 1 法律の施行期日について定める命令
  - 2 恩赦に関する命令
  - 3 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則
  - 4 法律の規定に基づき施設，区間，地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則
  - 5 公務員の給与，勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
  - 6 審査基準，処分基準又は行政指導指針であって，法令の規定により若しくは慣行として，又は命令等を定める機関の判断により公にされるものの以外のもの
- ③ 第1項各号及び前項各号に掲げるもののほか，**地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）**及



び行政指導，地方公共団体の機関に対する届出（前条第7号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については，次章から第6章までの規定は，適用しない。

**第4条（国の機関等に対する処分等の適用除外）** H14・19・4, H20・13・E

- ① 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については，この法律の規定は，適用しない。
- ② 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であって，当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの（当該法人の解散を命じ，若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については，次章及び第3章の規定は，適用しない。
  - 1 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
  - 2 特別の法律により設立され，かつ，その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち，その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人
- ③ 行政庁が法律の規定に基づく試験，検査，検定，登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合において，その指定を受けた者（その者が法人である場合にあっては，その役員）又は職員その他の者が当該事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるときは，その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に関し監督上される処分（当該指定を取り消す処分，その指定を受けた者が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については，次章及び第3章の規定は，適用しない。
- ④ 次に掲げる命令等を定める行為については，第6章の規定は，適用しない。
  - 1 国又は地方公共団体の機関の設置，所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等
  - 2 皇室典範（昭和22年法律第3号）第26条の皇統譜について定める命令等
  - 3 公務員の礼式，服制，研修，教育訓練，表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等
  - 4 国又は地方公共団体の予算，決算及び会計について定める命令等（入札の参加者の資格，入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める命令等を除く。）並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等（国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け，交換し，売り払い，譲与し，信託し，若しくは出資の目的とし，又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であ

て、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）

- 5 会計検査について定める命令等
- 6 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第11章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第1項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。）
- 7 第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等（これらの法人に対する処分であって、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。）

## 第2章 申請に対する処分

第5条（審査基準） H6・38・1, H7・49・3, H13・13・4, H16・13・2, H19・12・オ, H20・11・ウ, H23・11・3

- ① 行政庁は、審査基準を定めるものとする。
- ② 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らして**できる限り具体的なもの**としなければならない。
- ③ 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先

とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を**公にしておかなければならない**。

第6条（標準処理期間） H12・13・1・2, H13・13・1, H15・13・イ, H16・13・1, H20・12・4, H22・12・1,4,5

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに**通常要すべき標準的な期間**（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに**通常要すべき標準的な期間**）を**定めるよう努めるとともに、これを定めたときは**、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により**公にしておかなければならない**。

第7条（申請に対する審査、応答）  
H7・49・2, H9・50・1, H11・50・1, H13・13・5, H13・27・D（記述式）, H17・10・ウ・エ, H19・44（記述式）, H24・11・5

行政庁は、申請がその事務所に**到達したときは**遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた**申請の形式上の要件に適合しない申請については**、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し**相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求めら**

れた許認可等を拒否しなければならない。

第8条（理由の提示） H8・43・1, H13・13・2, H15・13・ア, H16・13・4, H20・12・3, H23・11・1

- ① 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該**処分の理由を示さなければならない**。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、**申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる**。
- ② 前項本文に規定する**処分を書面でするときは**、同項の**理由は、書面**により示さなければならない。

第9条（情報の提供） H12・13・5, H16・13・3, H22・12・3, H23・11・5

- ① 行政庁は、**申請者の求めに応じ**、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう**努めなければならない**。
- ② 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の**求めに応じ**、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に**努めなければならない**。

第10条（公聴会の開催等） H14・37・A・B（記述式）、H16・13・5

行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、

必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう**努めなければならない**。

**判例**

- 1 ◆一般旅客自動車運送事業の免許拒否処分につき、公聴会審理において申請者に主張立証の機会が十分に与えられなかったとしても、運輸審議会の認定判断を左右するに足る意見及び資料を追加提出する可能性があったとは認められない事情の下では、運輸審議会の審理手続における不備は重大な違法とはならず、審議会の決定自体に瑕疵があるとはいえない。（最判昭50・5・29） H24・13・3

第11条（複数の行政庁が関与する処分）

- ① 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての**審査又は判断を殊更に遅延させるようなことはならない**。
- ② 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合には、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により**審査の促進に努めるものとする**。

第3章 不利益処分

第1節 通則

第12条（処分の基準） H14・14・イ, H19

・12・イ, H23・12・1・4

- ① 行政庁は、**処分基準**を定め、かつ、これを公にしておくよう**努めなければならない**。
- ② 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

第13条 (不利益処分をしようとする場合の手続) H6・38, H9・39・3, H9・50・4, H11・50・2, H15・13・ウ, H18・11・2・3, H20・12・2, H21・11・2

- ① 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

1 次のいずれかに該当するとき **聴聞**

イ **許認可等を取り消す**不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、**名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する**不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって**行政庁が相当と認めるとき**。

2 前号イからニまでの**いずれにも該当しないとき** **弁明の機会の付与**

- ② 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

1 **公益上、緊急に**不利益処分をする**必要がある**ため、前項に規定する意見陳述のための**手続を執ることができない**とき。

2 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

3 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

4 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

5 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

第14条 (不利益処分の理由の提示)

H8・43・3, H11・50・3, H14・